

**静岡県告示第840号**

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月 1 日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡銀行小田原支店」を 「静岡銀行小田原支店  
静岡銀行川崎支店」 に改める。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行広見支店の項所在地の欄中「453番地の6」を「411番地の5」に改め、同表株式会社静岡銀行小田原支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行川崎支店	川崎市川崎区東田町8番地		
--------------	--------------	--	--

2の(3)のエの表富士信用金庫蒲原支店の項所在地の欄中「蒲原3丁目5番17号」を「蒲原新田1丁目18番19号」に改める。

**附 則**

この告示は、平成29年12月13日から施行する。ただし、2の(1)のエの表株式会社静岡銀行広見支店の項及び2の(3)のエの表の改正規定は、平成29年12月4日から施行する。